

区分	チェック項目	事業所の現状評価				保護者の方の評価				評価を踏まえた改善内容・改善目標	
		はい	どちらともいえない	いいえ	工夫した点、改善点	はい	どちらともいえない	いいえ	わからない		保護者の方のご意見
関係機関との連携	1 子どもの状況に精通した最もふさわしい者による障害児相談支援事業所のサービス担当者会議への参画	3									
	2 (医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合) 地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援の実施										
	3 (医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合) 子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制の整備										
	4 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所からの円滑な移行支援のため、保育所や認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校(小学部)等との間での支援内容等の十分な情報共有	3									
	5 他の障害福祉サービス事業所等への円滑な移行支援のため、それまでの支援内容等についての十分な情報提供	3			事業所での「就学前相談会」へ、各小学校の特別支援教育コーディネーターの先生方に参加を依頼したことで、早い時期からの情報共有、就学準備を行えることへつながりました。						
	6 児童発達支援センターや発達障害者支援センター等の専門機関と連携や、専門機関での研修の受講の促進	3			年3回愛媛大学吉松教授に訪問していただいたり、南愛媛療育等支援事業を活用させていただいたり、研修の機会を設けています。						
	7 児童発達支援の場合の保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、放課後等デイサービスの場合の放課後児童クラブや児童館との交流など、障がいのない子どもと活動する機会の提供	3			「さつま芋作り」などでボランティアや地域の子供達と交流できる機会を設けています。	5	2				今後も、イベント・行事を保護者と協力し企画していきます。
	8 事業所の行事への地域住民の招待など地域に開かれた事業の運営	1		2							
保護者への説明責任・連携支援	1 支援の内容、利用者負担等についての丁寧な説明	2	1			7					
	2 児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画を示しながらの支援内容の丁寧な説明	3				7					
	3 保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対するペアレント・トレーニング等の支援の実施	3			ペアレント・トレーニングは実施していませんが、その手法を取り入れ、月1回、就学に向けた話題や子どもの良いところ探しなどをテーマに、リラックスした雰囲気の中で相談・情報共有・保護者同士の交流ができる場を設けています。	7					
	4 子どもの発達の状況や課題について、日頃から保護者との共通理解の徹底	3			一緒に療育に同席参加していただき、その日の状況を丁寧に伝えながら状況や課題の共有に努めています。	7					
	5 保護者からの子育ての悩み等に対する相談への適切な対応と必要な助言の実施	3				6	1				具体的な話が出来る時間を確保し、職員のスキルアップに努め、専門性のある支援や助言が提供できるように努めます。
	6 父母の会の活動の支援や、保護者会の開催による保護者同士の連携支援	3				7					
	7 子どもや保護者からの苦情に対する対応体制整備や、子どもや保護者に周知及び苦情があった場合の迅速かつ適切な対応	3				7					
	8 障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮	3				7					
	9 定期的な会報等の発行、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報についての子どもや保護者への発信	3			毎月集団のグループ別に、お便りを発行しています。行事については、マチコミや施設内掲示を通して発信しています。	6			1		マチコミや施設内掲示を活用し、必要な情報を発信していきます。
	10 個人情報の取扱いに対する十分な対応	3				7					
非	1 緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアルの策定と、職員や保護者への周知徹底	1		2	継続して利用されている家庭にも、内容を定期的に伝えていきます。	5	1		1		ホームページ上でも周知を行います。継続利用の家庭にも、定期的に内容を伝えていきます。
	2 非常災害の発生に備えた、定期的避難、救出その他必要な訓練の実施	3				6			1		実施内容の周知が十分でなかったため、分かりやすい周知方法を検討します。
	3 服薬や予防接種、てんかん発作等の子どもの状況の確認の実施	3				7					
	4 食物アレルギーのある子どもに対する医師の指示書に基づく適切な対応	3			食品を扱う活動では、アレルギーの有無を確認したうえで実施するようにしています。						

